

【別紙3】 素材生産業者用（例）

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書（例）

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

事業者名：
住 所：
令和 年 月 日 作成

本方針書は、静岡県木材協同組合連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年10月24日）」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達（以下、「GHG関連情報の管理等」という）の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社の素材生産において、該当する原木等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理・GHG関連情報管理等責任者）

- ・分別管理、GHG関連情報の管理等を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を「分別管理・GHG関連情報管理等責任者」として定める。
- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・分別管理責任者は、伐採作業に先立ち、伐採届、伐採許可書類等の必要書類により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木の保管にあたっては、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、その他のバイオマスが混在しないように、それぞれの保管場所を標識等により明示する。
- ・原木の出荷にあたっては、伐採届出書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるかを証明する。

（GHG 関連情報の管理等の実施）

- ・出荷する木質バイオマスに係る GHG 関連情報を整理し、納入ごとに書面（電子媒体も可）により伝達する（由来証明と同時に伝達することを原則とする）。
- ・入出荷及び在庫に係る GHG 関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保存する。

（書類管理）

- ・分別管理・GHG関連情報管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスのそれぞれに係る原木消費量及び製品生産量を「実績報告」（GHG関連情報を伴うものの数量を含む。）として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報（GHG関連情報を伴うものの情報を含む。）が把握できるよう「管理簿を備え付け」適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、「5年間整理保管」する。

以上